

消防計画作成例(追加版)

作成にあたって

1 作成例使用方法

- 本作成例は、東日本大震災に伴い改正された事業所防災計画の告示（帰宅困難者対策の追加）の内容が盛り込まれた『追加版』となっています。
- 作成済みの消防計画（事業所防災計画）に追加し、使用してください。
- 消防計画が未作成の事業所は、本作成例は用いず、事業所の規模に合わせ、別に定める消防計画作成例を使用してください。

2 作成要領

- 作成にあたっては、左ページの「作成例」をもとに、右ページの「作成上の留意事項」をよく読み、事業所の実態に合わせ必要な修正を行い、実行性のある計画を作成してください。

3 消防署へ届け出

- 作成した消防計画（追加版）は、「消防計画（変更）届出書」に添付し、管轄の消防署へ届け出てください。

事業所防災計画（帰宅困難者対策）作成例

【東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正（平成24年3月告示第5号）】

平成24年10月1日施行

1 震災に備えての事前計画

1 家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること

(従業員及び従業員の家族との安否確認手段の周知)

- (1) 管理権原者は、通話の輻輳や停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を従業員に周知する。

(家族との安否確認手段の確保)

- (2) 従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておく。

(従業員との安否確認手段)

- (3) 震災時における従業員の安否確認者（班）及び安否確認手段は、次のとおりとする。

安否確認者（班）	優先順位	安否確認手段
防火管理者	第1優先順位	災害用伝言ダイヤル（171）
	第2優先順位	携帯電話用災害用伝言板
	第3優先順位	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

2 従業員等の一斉帰宅の抑制に関すること

(一斉帰宅の抑制)

- (1) 管理権原者は、震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不明な場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。

(施設内待機場所の確保)

- (2) 管理権原者は、震災時に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。

施設内待機場所・・・3階大会議室 ・ 1階エントランス

(備蓄品の確保)

- (3) 従業員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資(備蓄品)を備蓄する。

なお、エレベータが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておく。

また、従業員等以外の帰宅困難者用に10%程度を余分に備蓄する。

備蓄場所・備蓄品・・・別表1のとおり

(要配慮者対策)

- (4) 管理権原者は、従業員等に要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等)が含まれている場合を考慮し、次の措置を講じておく。

対象等	具体的な対策等
高齢者・障がい者	車椅子、ベッド、毛布、筆談用品
妊婦・乳幼児	個室、簡易間仕切壁、ミルク、哺乳器、乳幼児用食、スプーン
外国人	外国語の案内、ユニバーサルデザインを用いた案内

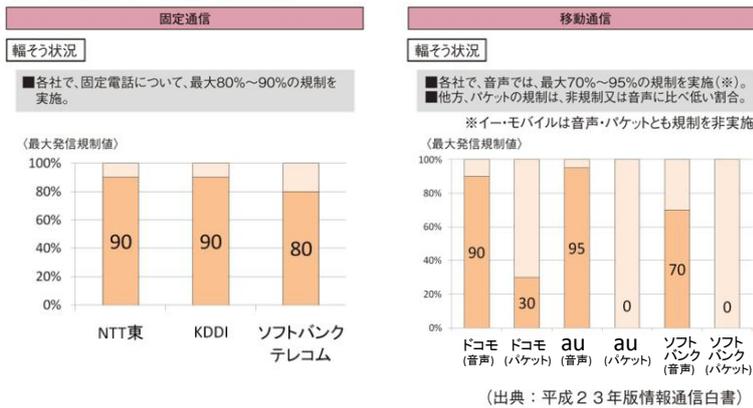
○作成上の留意事項○

1 震災に備えての事前計画

1 家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関すること(改正告示1項1号シ)

- 管理権原者は、震災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要があります。
- 東日本大震災では、下図のように大幅に通話規制が行われたため、固定電話、携帯電話がつながりにくくなりました。
- 従業員、家族等との安否確認については、通信規制が比較的緩やかな携帯電話の packet 通信や災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル(171)、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等の複数の確認手段をあらかじめ定めておきます。

東日本大震災における通信の輻そう状況



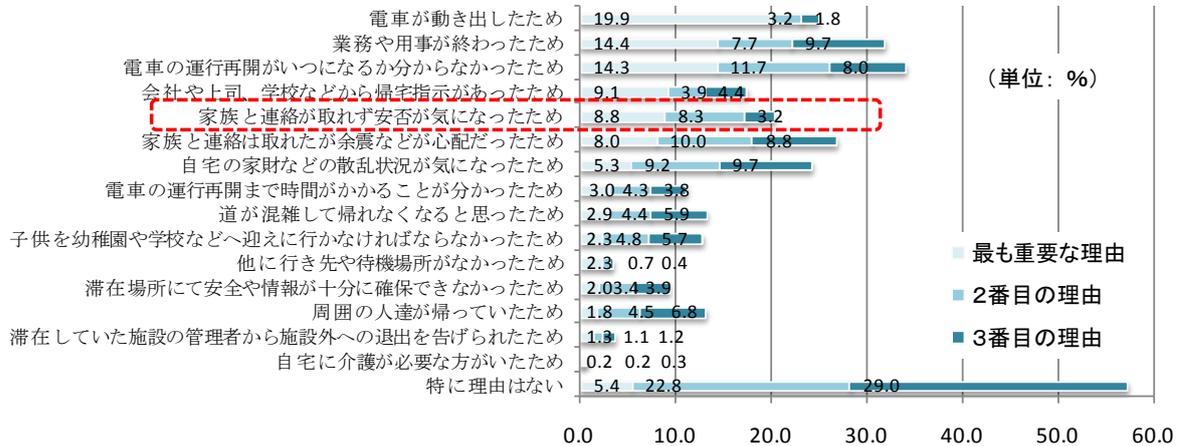
SNSとは？

特定のインターネット交流サイト (Facebook, mixi, Twitter など) へ登録すると、個人ページを取得でき、許可・申請した友人のページに情報発信したり、他人のページを閲覧したりすることが可能となります。

- 東日本大震災では、外出中の人々が帰宅行動を開始した理由として、「家族と連絡が取れず、安否が気になったため」と回答した人が多く見られました。

【帰宅を開始した理由(3つまで)】

帰宅を開始した理由<3つまで>_SA_N = 4000



2 従業員等の一斉帰宅の抑制に関すること(改正告示1項1号ス)

- 東日本大震災では地震の影響で東京都内の交通機関が停止したため、約515万人の帰宅困難者が発生し首都圏を中心に大混乱が起きました。
- 地震発生直後の一斉帰宅行動は、多数の帰宅困難者による異常な雑踏が生じ、群衆事故や二次災害につながるおそれがあります。
- 帰宅困難者等の発生による混乱を防止するためには、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底することを定めておきます。
- 備蓄品は、エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に備蓄品を置くようにします。
- 備蓄品の保管方法に注意し、消防法違反(避難通路や自動火災報知設備が免除されているパイプシャフト、消火用ポンプ室等の機械室に置かない。)とならないようにします。

(時差退社計画の作成)

- (5) 管理権原者は、従業員等の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退社計画を作成しておく。

時差退社計画表・・・別表2のとおり

2 震災時の活動計画

1 家族等との安否確認の実施に関すること

(家族との安否確認)

- (1) 従業員は、震災時に家族等の安否を確認し、安否確認者(班)に報告する。

(従業員との安否確認)

- (2) 安否確認者(班)は、震災時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。

2 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること

(むやみな移動の抑制の徹底)

- (1) 管理権原者は、震災時に館内放送 及び 拡声器を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。

(施設の安全点検)

- (2) 管理権原者は、震災時に災害関連情報等の収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断する。
施設チェック項目・・・別表3のとおり

(消防用設備等損壊時の代替措置)

- (3) 管理権原者は、施設内の消防用設備等が損壊しているものの、施設内に待機することを決定した場合は、次の措置を行う。

- 施設内における火気使用設備等の使用中止
- 消火器の増設・設置位置の周知
- 定期的な巡回監視

(一時滞在施設等への誘導)

- (4) 管理権原者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導する。

(情報収集手段及び提供方法の確保)

- (5) 管理権原者は、災害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、従業員等へ提供するため、あらかじめ停電時を考慮した情報収集手段及び提供方法を定めておく。

情報収集手段・・・ラジオ , 携帯電話ワンセグ機能 , 携帯型端末機器

情報提供方法・・・掲示板(紙) , 拡声器を用いたアナウンス , ラジオ放送の拡声

非常用電源・・・自家発電設備 , 蓄電池設備 , 携帯電話用電池

(時差退社の実施)

- (6) 管理権原者は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表に基づき、方面別に集団で帰宅を実施する。

○ 一斉帰宅抑制に関する各種対策のポイントは、下表を参考に計画を作成します。

対策		ポイント
施設内待機場所の指定		<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内に従業員等が留まれるように耐震診断・耐震改修を行います。 ○ 天井落下や設備の損壊などを考慮し、努めて複数個所を指定します。 ○ 定員は、床面積約3.3㎡当たり2人を目安とします。
備蓄品の確保		<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後3日間は、救助・救出活動が優先されることから、おおむね3日分の飲料水、食料、簡易トイレ、毛布等を備蓄します。 ○ 共助の観点から、努めて従業員以外の帰宅困難者用に従業員分の備蓄の10%程度を余分に備蓄します。 ○ エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に備蓄品を置くようにします。
要配慮者対策	高齢者	長距離移動、階段による移動、医薬品の確認、防寒対策、熱中症対策等
	障がい者	長距離移動、階段による移動、医薬品の確認、情報提供の方法等
	妊婦	長距離移動、階段による移動、ベッド、緊急出産の対策等
	乳幼児	ミルクや乳幼児用の食品、紙おむつ、個室の確保、清拭用ウェットティッシュ等
	外国人	情報提供の方法等
	小中学生	保護者との連絡補助等
時差退社計画	第1優先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内事情がある者 ○ 勤務地直近(おおむね10km以内)の居住者(徒歩帰宅が可能な者)
	第2優先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務地からおおむね20km圏内居住者(帰宅経路の安全性が確認できた者)
	第3優先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務地からおおむね20km以上離れた場所の居住者(帰宅経路の安全性が確認できた者)

2 震災時の活動計画

1 家族等との安否確認の実施に関する事(改正告示1項2号ケ)

- 震災後は、むやみな行動を避けるために事前に定めた安否確認手段を用いて、迅速かつ効率的に安否確認を行い、その結果を把握するようにします。
- 複数の拠点を抱える事業所にあつては、各事業所周辺地域の被害状況などを安否確認時に併せて情報収集し、地震被害の全体像の把握に努めるとともに、収集した情報については、従業員等に伝達するようにします。

2 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関する事(改正告示1項2号コ)

- 管理権原者は、地震後に施設内に待機することが可能か判断するために、事前に作成した被害状況を確認するチェック表により点検を行います。
- 建物全体の管理権原者は、建物の構造や防火設備、避難施設等を含めた建物全体のチェック項目を、施設内の一部分を占有する管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲内でチェック項目を点検します。
- 管理権原者は、施設へ安全に留まることができないと判断した場合は、従業員等を一時滞在施設又は避難場所へ誘導します。一時滞在施設の開設情報は、地震後、東京都や市区町村のホームページ又はマスメディア等から収集します。
- 従業員等が安全に帰宅できる状況になった場合は、時差退社計画に基づき、従業員をグループ毎に帰宅させます。退社可能の判断は、次のような情報等を把握し総合的に判断します。
 - ▶ 帰宅ルート周辺の災害(火災、浸水、道路の閉鎖等)の収束
 - ▶ 行政機関からの支援(代替搬送手段の運行、交通整理・交通誘導等)の開始
 - ▶ 災害時帰宅支援ステーションによる支援の開始

震災時における時差退社計画（例）

優先順位	家庭内事情	氏名	自宅住所	帰宅ルートの概要	距離	付加的要素	帰宅グループ	
			連絡先	主要路線	予測時間		開始時刻	
				通常の通勤経路			到着時刻	
1	有		千葉県…市…	千葉方面(…区→…区→…市)	15Km	①××橋、◆◆橋に注意 ②湾岸の液状化も考慮	千葉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	1.3時間		開始 :	
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :	
	有		埼玉県…市…	埼玉方面(…区→…区→…市)	20Km	〇〇区××(火災危険度5)を通過	埼玉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	1.6時間		開始 :	
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :	
		東京都…区…	都内(…区→…区→…区)	5Km		直近居住者		
		090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	1時間		開始 :		
		(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :		
2			埼玉県…市…	埼玉方面(…区→…区→…市)	12Km	〇〇区××(火災危険度5)を通過	埼玉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	1時間		開始 :	
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :	
				埼玉県…市…	埼玉方面(…区→…区→…市)	15Km	〇〇区××(火災危険度5)を通過	埼玉 A グループ
				090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	1.3時間		開始 :
				(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :
			埼玉県…市…	埼玉方面(…区→…区→…市)	18Km	〇〇区××(火災危険度5)を通過	埼玉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	1.5時間		開始 :	
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :	
3			神奈川県…市…	神奈川方面(…区→…市→…市)	25Km	①××橋、◆◆橋に注意 〇〇区××(火災危険度5)を通過	神奈川 A グループ	
			080-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	2時間		開始 :	
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :	
				神奈川県…市…	神奈川方面(…区→…市→…市)	30Km	①××橋、◆◆橋に注意 〇〇区××(火災危険度5)を通過	神奈川 A グループ
				090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	2.5時間		開始 :
				(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :

第1優先順位 : 家庭内事情がある者、勤務地直近（おおむね10km以内）に居住しており徒歩帰宅が可能な者

第2優先順位 : 勤務地からおおむね20km以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

第3優先順位 : 勤務地からおおむね20km以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

施設の安全点検のためのチェックリスト（例）

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、または陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
7	什器等	什器（家具）等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベータ	停止している。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。		使用中止 /代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止 /要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、 立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により 立入禁止 ）